

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第三号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会安全衛生管理規程（平成十年埼玉県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条（見出しを含む。）中「健康管理情報」を「心身の状態の情報」に改める。

第三十二条の見出し及び同条第一項中「健康管理情報」を「心身の状態の情報」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査に係る心身の状態の情報を取り扱うことができる者は、別に定める。

第三十二条第二項中「健康管理情報」を「心身の状態の情報」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前四項に定めるもののほか、心身の状態の情報の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。